

平成19年9月14日 開 議 午前9時30分

平成19年9月14日 開 議 午前9時30分

日程第 1	副議長	おはようございます。山西毅議長より欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 ただ今の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第3回まんのう町議会定例会を開会いたします。 招集者であります町長のごあいさつをお願いいたします。町長 栗田隆義君
	町長	皆さん、おはようございます。本日、まんのう町第3回定例議会をお願い申しあげましたところ、議員各位に皆様方におかれましては、ご出席を賜りましてありがとうございます。よく暑さ寒さも彼岸までといわれますが、朝夕はめっきり秋の感じがいたしておりますが、まだまだ日中は残暑が厳しい日が続いておりますので体調には十分注意されくれぐれも、ご自愛を願いたいと思います。まあ秋は、運動会、敬老会、お祭り等行事も多数ありますのでどうかよろしく願いいたします。本日お願いを申し上げております平成18年度会計の決算認定及び議案8件、慎重審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして開会のごあいさつとさせていただきます。
	副議長 議会運営 委員長	本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員長 川原茂行君 議会運営委員会のご報告を申し上げます。 8月23日午前11時40分より第1委員会室におきまして町長、副町長、総務課長、副議長同席のもとに議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、一般会計の決算認定の審議方法について審議した結果、予算審議と同様で総務常任委員会に付託し、他の常任委員会関係部分は他の常任委員会で審査し、総務常任委員会に報告後、最終的に総務常任委員会で審査することと決定いたしました。 また、9月11日午前10時30分より第1委員会室におきまして町長、副町長、総務課長、副議長同席のもとに議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、9月定例会運営について慎重に審議しました。その結果をご報告いたします。それではお手元に配布されております議事日程第1号についてご説明を申し上げます。
		日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

議会運営 委員長	日程第 2	会議録署名議員の指名	
	日程第 3	会期の決定	本日 9 月 1 4 日より 9 月 2 7 日の 1 4 日間といたします。
	日程第 4	議会報告	
	日程第 5	町政報告	
	日程第 6	所管事務調査の委員長報告	総務常任委員長
	日程第 7	所管事務調査の委員長報告	教育民生常任委員長
	日程第 8	所管事務調査の委員長報告	建設経済常任委員長
	日程第 9	水資源対策特別委員会の委員長報告	水資源対策特別委員長
	日程第 10	認定第 1 号 平成 1 8 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について	総務常任委員会に付託
	日程第 11	認定第 2 号 平成 1 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	教育民生常任委員会に付託
	日程第 12	認定第 3 号 平成 1 8 年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	教育民生常任委員会に付託
	日程第 13	認定第 4 号 平成 1 8 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定	

議会運営 委員長		について	教育民生常任委員会に付託
	日程第 14	認定第 5 号 平成 1 8 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について	教育民生常任委員会に付託
	日程第 15	認定第 6 号 平成 1 8 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 16	認定第 7 号 平成 1 8 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 17	認定第 8 号 平成 1 8 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 18	認定第 9 号 平成 1 8 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 19	認定第 10 号 平成 1 8 年度まんのう町水道事業会計決算認定について	建設経済常任委員会に付託
		認定第 1 号から認定第 1 0 号までの 1 0 案件は関連がありますので一括議題とさせていただきます。	
	日程第 20	議案第 1 号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	総務常任委員会に付託
	日程第 21	議案第 2 号 字の区域の変更について	建設経済常任委員会に付託

議会運営 委員長	日程第 22	議案第 3 号 字の区域の変更について	建設経済常任委員会に付託
		議案第 2 号、議案第 3 号は関連がありますので一括議題とさせていただきます。	
	日程第 23	議案第 4 号 まんのう町道路線認定について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 24	議案第 5 号 まんのう町道路線変更について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 25	議案第 6 号 まんのう町道路線廃止について	建設経済常任委員会に付託
		議案第 4 号から議案第 6 号までの 3 議案は関連がありますので一括議題とさせていただきます。	
	日程第 26	議案第 7 号 平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算（案）	総務常任委員会に付託
	日程第 27	議案第 8 号 平成 1 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第 28	意見書第 1 号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）	建設経済常任委員会に付託
		一般質問は、9 月 1 8 日の本会議にて行います。以上の日程で意見の一致を見、午前 1 1 時 3 0 分委員会を閉会いたしました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。	
副議長		議会運営委員長の報告を終わります。議会運営委員長の報告に対する質疑はありませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。	

日程第2	副議長	日程第2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、 18番 川原 茂行君 19番 加地 禎君 を指名いたします。
日程第3		日程第3 会期決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの14日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって会期は14日間と決しました。
日程第4	議会事務局長	日程第4 議会報告を行います。事務局長 久留嶋一之君 それでは、議会報告を申し上げます。 初めに組合議会関係について、平成19年7月13日 平成19年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会 臨時会が開催され、議長、副議長の選挙が行われております。平成19年7月30日 平成19年第2回財田川防災組合議会定例会が開催され、監査委員の選任、平成18年度財田川防災組合一般会計歳入歳出決算認定について審議されております。平成19年8月22日 平成19年第1回仲多度南部消防組合議会臨時会が開催され、議長選挙、議会選出者監査委員の選任が行われております。平成19年8月28日 平成19年中讃広域行政事務組合議会8月定例会が開催され、認定第1号 平成18年度中讃広域行政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、他5件の審議がされております。平成19年8月30日 香川県中部広域競艇事業組合議会8月定例会が開催され、認定第1号 平成18年度香川県中部広域競艇事業組合一般会計歳入歳出決算認定についての審議、監査委員の選任が行われております。次に監査関係でございますが、まんのう町監査委員より平成19年5月分から7月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査、平成18年度分一般会計、各特別会計及び水道事業会計の定期監査の報告がまいっております。お手元に配布のとおりいずれも適正であるとの報告であります。以上で議会報告を終わります。
日程第5	副議長	日程第5 町政報告を行います。町長 栗田隆義君

	町長	それでは、第2回定例議会以降の町政の一端をご報告申し上げます。 まず、今年度、上半期の異常気象によりまして、満濃池の貯水量が著しく低下したことや、当分の間降雨が期待できない状況が予想されたことによりまして、5月29日に渇水対策本部を設置し、節水の呼び掛け、新たな水源確保対策、学校でのプール使用休止、干害応急対策事業、井戸水の水質検査などを行ってまいりましたが、7月14日の台風4号の降雨によりまして7月23日に渇水対策本部を解散いたしました。その間、水道の給水制限を実施することなくすみしましたことは安堵いたしておりますが、児童生徒の皆さん方には、その間、プールが利用できなかったことは、非常に気の毒でありました。しかしながら夏休み中は大いに利用されたものと思っております。また、干害応急対策事業では5件の申請、井戸水の水質検査は75件の検査を行っております。今後とも、水道水の安定供給のために調査研究を進めてまいります。 次に、防災関係では、8月5日に新道、大橋、生稻、本村自治会での防災、防犯マップづくりを各自治会の小学生からお年寄りまでの参加により行い、地元での安全確認のマップづくりを行いました。8月19日には、生稻自治会により防災訓練を、9月2日には旧仲南町全域での防災訓練を行いました。今後も順次訓練を予定しており、地域の実情に沿った防災訓練を行ってまいりたいと考えております。 次に、情報基盤整備事業では、臨時議会でお願ひし工事請負契約の承認をいただき工事を進めております。情報基盤整備事業光伝送路整備工事は条件付き一般競争入札で株式会社四電工香川支店に、センター設備整備工事は条件付き一般競争入札で三菱電機株式会社四国支社と、それぞれ契約を締結し、また、プロポーザルにより、中讃ケーブルビジョン株式会社にサービスの提供と維持を行っていただく決定を行っております。現在、各地区において説明会を行っており、有効利用を図ってまいります。 次に、8月12日成人式が行われました。昨年は、仲南、琴南地区の新成人の方々にとりましては、初めての真夏の成人式ということで、戸惑いもあったようでございますが、本年は新成人が実行委員会として取組んでおられます。この実行委員会にも全町あげての新成人の方の参加をいただきまして、実行委員会によりまして挙行されましたことは、大いに意義深いものがあり、まんのう町の真夏の成人式が定着しておるように感じております。 次に、各種イベント関係では、7月15日のひまわり祭りは、台風の影響によりやむなく中止いたしましたが、その前後におきましても、多くの来訪者がありました。また、8月4日・5日、まんのうフェスティバル、8月13日、ことなみサマーフェスタ、などが行なわれ町内外から多くの来場者を迎え盛大に行なわれました。また、8月19日仲南地区バレーボール大会が123チームの参加により行なわれました。秋以降にも文化祭など多くの行事を行い町内外の来場者を呼びかけてまいりたいと考えております。
--	----	---

	町長	次に、工事発注状況であります、国庫補助事業関係の総合公園関連工事、道路改良工事、林道開設工事、学校改修工事など工事の発注を終えております、また、県補助事業の土地改良事業や、今補正予算でお願い申し上げます道路改良工事等につきまして順次発注を行ってまいります。 次に、健康づくり関係では、人間ドック、乳幼児検診、ガン検診、など各種検診事業や、各地区においての健康教室を開催しており、早期発見や健康教室などを通じて町民皆様の健康づくりに寄与してまいります。 次に、中学生の海外派遣につきましては、満濃、琴南中学生20名、引率4名により8月16日出発、21日帰着によりシンガポールなどで交流を深めてまいりました、生徒たちの今後に大いに役立つものと確信をいたしております。 次に、町有財産の有効利用についてであります、未利用地や、学校跡地利用、施設有効利用など、について検討いたしておりますが、その内で、琴南支所に琴南郵便局を支所内での業務を行う計画で郵政公社と協議を行っております。また、国道32号バイパス横の町有地を情報基盤整備事業での拠点として、中讃ケーブルビジョン株式会社に賃貸契約を締結すべく協議をいたしております。学校跡地利用につきましては、地区の自治会長さんなどと協議を行っておりますが、町としてホームページに掲載し、企業誘致等を行っていきたいと考えております。それ以外の未利用地も利用計画のたたない物権は、順次払下げを行うように考えております。 次に、中讃圏域健康生きがい中核施設整備について申し上げます。 中讃圏域健康生きがい中核施設につきましては、既存のかりん温泉施設に併設して文化教室、トレーニング等の機能を持たせた中核的箱物施設を建設する方向で、平成18年11月から今年5月までの間に4回、中讃圏域健康生きがい中核施設機能検討委員会を開催し、施設の機能面の検討を行ってまいりました。その検討内容を踏まえて全町戸数を対象にアンケート調査を実施いたしました。結果、対象者6,880人中、3,911人、回収率にいたしますと56.8%の回答をいただきました。その内、1,000人近くの方から自由意見が寄せられました。町民アンケート調査結果、まちづくり委員会の提言、これまでの町議会議員さんとの議論、県長寿対策課との協議等を踏まえ、これからのまんのう町の健康づくりは、どうあるべきかを総合的に判断した結果、かりん温泉施設に併設しての中讃圏域健康生きがい中核施設整備計画案を白紙に戻し、抜本的見直し案の一つとして来年度からはじまる特定健診、保健指導事業をも見据えた介護予防、健康づくりに役立つソフト面を重視した、イーウエルネスシステム事業を健康生きがい中核施設事業として県の支援を受けて、行うことが可能かどうかを県と協議を重ねてまいりました。イーウエルネスシステムとは、全国でも実践例のあるつくば大学発ベンチャー企業が構築したもので、すでに29の自治体で実施し、各地で大きな成果をあげております。私もつくば大学の久野先生にお会いをしてお話を聞かせていただきました。このイーウエルネスシステ
--	----	---

日程第 6	町長	ムの利点は、科学的根拠に基づき、反復、継続的プログラムによる個別指導が行えること。高い継続性が見込めること。人的省力化が可能であること。医療費、介護予防の抑制、削減効果が見込めること。とのことでございます。このイーウエルネスシステムを導入し、中讃圏域内すべての市町が事業参加し、事業の中核となるシステムの整備につきましては、中讃広域行政事務組合が事業主体となり、イメージ的には中讃広域圏内で20箇所程度の施設整備及び事業を行い、トレーニングを行う各施設につきましては基本的に現在ある施設を改修、有効活用する案であります。県の見解といたしまして、先行5施設に比べるとソフト事業が中心となるが、既存施設の改修利用は新規の箱物づくりよりも県民の理解が得やすいことや、健康づくりは、健康生きがい中核づくりの大きな目的の一つであることなどから、このイーウエルネスシステム導入の事業を中讃圏域健康生きがい中核施設事業の一つの選択肢として、受入れる方向で整備を進めて行きたいと考えているとの返事をいただき、中讃広域圏内の各市町長とも協議をし、現在、中讃広域行政で検討を行っておるところであります。ここにきて、大きな方向転換をすることになりますが、今のまんのう町のおかれた状況では最善の方法であると考えております。議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げます。 次に平成18年度、会計の決算認定をお願い申し上げますが、一般会計では繰越額から、2億円を財政調整基金に積み立てることといたしました。その結果、減債基金とあわせて約17億5千万円となります。以上、簡単ではありますが、6月定例会以降の町政の一端をご報告申しあげました。なお、町政報告につきましては、お手元に、ご配布申しあげておりますので、お目通しをお願い申し上げます。
	副議長	以上をもって町政報告を終わります。 日程第6 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。
	総務常任委員長	総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 三好勝利君 総務常任委員会の委員長報告を行います。 去る8月30日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員7名、副議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課長、企画政策課長、商工観光課長、税務課長、会計管理者、琴南支所長、仲南支所長出席により総務常任委員会を開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。 栗田町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、総務課長より、条例改正等9月定例会の提出案件の説明、また8月5日四條地区において防犯防災マップづくり、8月19日四條地区生稻自治会において地震想定避難訓練を行い、9月2日には、仲南地区で地震想定住民避難、消防訓練を実施する。また、琴南郵便局の琴南支所内への移転協議中であるなど報告がありました。 委員から、郵便局の移転について民営化になるがスムーズに行えるのかとの質問があり、執行部より問題はない、とのことであ

	総務常任 委員会	りました。 次に企画政策課長より、交通網策定に係るタクシー事業者打合せ会、旧琴南東小学校廃校舎利活用懇談会、まちづくり委員会、情報基盤整備事業地元説明会の開催、中学生海外派遣、情報基盤整備に伴い中讃ケーブルビジョンから、まんのう町にサービスステーションを設置したいということで、四條福家地区の南部消防訓練場跡地で協議しているなど報告がありました。 委員より、国際交流協会の会費、会員数、交流先などについて、情報基盤整備に伴う住民の負担について、デマンドタクシーの経過について質問があり、執行部より、国際交流協会については、現在の会員数 1, 613名、会費806, 634円となっており、理事19名である。中学生海外派遣は、教育委員会から委託を受け、英語圏であるシンガポールへ中学生20名、引率者として中学校から2名、交流協会から1名、教育委員会から1名の計4名が参加した。11月には、一般の方から募集し、シンガポール、マレーシアなどへ充実した内容での海外視察を計画している。中国との友好については経費負担の面がある。 また、情報基盤整備のテレビ受信については、多チャンネルを見るなら負担が必要であるが、2台目、3台目が地上波7波のみなら、分岐工事費を支払えば、無料で視聴できる。デマンドタクシーについては、タクシー会社より見積もりを取ったが高額であったため、再度協議をしているので今後詰めていきたい、とのことでありました。 次に商工観光課長より、まんのう町商品券の発行開始、まんのうフェスティバル来場者11, 000人であったなど報告があり、委員より、かりんワインは、好評であり製造願いたいとの意見があり、執行部より、かりんワインは作っていく、とのことでありました。 次に税務課長より、国保、介護の納税通知書を7月に発送、また各税の調定額の報告があり、個人町民税7億2, 020万円で前年度に比べ1億8, 260万円の増となったが、当初見込みより人数の減等により4, 165万円の歳入予算の減額となる。固定資産、軽自動車、介護については昨年度より調定額が増となったが、国保については減となったとの報告があり、委員から町民税人数減の理由について質問があり、執行部より退職によるものだと思う、とのことでありました。 次に琴南支所長より、琴南地区ふれあいスポーツ大会、サマーフェスタ2007などの開催報告。また交流バス事業について利用が増えており、運転手賃金として60万円の補正をお願いしたい、とのことでありました。 次に仲南支所長より、バレーボール大会の開催など報告があり、バスの利用が多く運転手賃金として116万円の補正と、二宮飛行館の予算組み替えについてお願いしたい、とのことでありました。 また、委員より議員研修について意見があり、総務委員会としては、議会全員で行うことでまとめ、午前11時10分委員会を閉会しました。以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。
--	---------------------	---

	副議長	これをもって総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
	21番 谷森君	
谷森議員		ただ今の委員長報告の中でいわゆる、中学生と一般の方が海外へ研修をされたわけですが、この分の報告というのは例えば広報とか、そういうかたちで行っているかと思いますが、総務委員長にその確認をお願いしたいと思います。
	16番 三好勝利君	
副議長 総務常任 委員長		谷森議員さんの質問に答えますが、少し質問内容が勘違いされておられるのではないかと思います。まず、その点から中学生と一般市民ということではなくして、シンガポールへは中学生20名、引率者として中学校から2名、交流協会から1名、教育委員会から1名の4名が参加して研修を行ったということでありますので、一般市民サイドといえサイドだと思いますけど、これは一般の不特定多数の方から協力いただいたんではなくして、学校の先生とか、交流協会とか、教育委員会からというメンバーの中から引率して研修に行ってきた。あと、細部にわたっては、おそらく町の広報でまた連絡があると思いますのでよろしくお願いします。以上です。
	副議長	質疑ありませんか。
	17番 大西豊君	
大西豊議員		さき程、委員長報告の中で仲南、琴南支所から、補正をお願いしたいということで報告がありました。その中で総務委員長の方からバスの利用、ちょっと聞きまちごとったら訂正させていただきます。バスの利用が多かったとかという発言がありましたが、具体的に補正の内容について、いろいろ議会のルールがあると思いますが、今はじめて補正ということができましたので、具体的な特に公共交通機関につきましては、いままでいろいろ仲南地区にお聞きしとりますが、巡回バスは通っているけど誰も乗っていないということを申ししておりましたが、そういうバスの問題かそれ以外にイベントがあつて多かったものか、それと琴南地区のついて、ただ漠然と報告がありましたが具体的な報告があつたのであれば、報告とどのような審議をされたか詳しくお願いいたします。
	16番 三好勝利君	
副議長 総務常任 委員長		17番 大西議員の質問に答えます。
		17番大西議員の質問に答えます。漠然とじゃなくして、だいたい普通議員なら町内の情勢ぐらいは、常に把握しておられると思いますので、一点で申し上げますと、やはりバスの利用状況が当初よりか少し多くなったと、で、多少運転手の補助金が足りない。もし、これを完全に受益者負担で全部割り込むのであればいけるんですけど、そういう場合もいけません。中学生の突発的な利

総務常任 委員長	用とか、一般の方でも予定外の利用が増えたとか、いうことでありますので、それからまた、仲南の方のバスが空っぽだという意見もありましたけれども、実際確認されたのかどうか、乗っておるときは乗っておるし、乗っていないときは乗っていない。これもやはり、何人かの方が必要でまあ、何とかしてくれというので、次の新しい交通策定ができるまでということで今がんばってやっておりますので、我々といたしましても、やはり各支所長がしっかりしておりますので、いうなれば各支所の町長みたいなものですから。その報告に対してまあ、あんまり細部に対して何がなんぼで、なんキロ走って、何日に誰が乗って、運転した。そういうことはやっぱり自己責任ということで所長にまかしておりますので、あまり細部について、どこ行って、誰がどういうふうに行ったかということの報告は受けておりません。やはりその中で細部にわたっては、各支所長が裁量の中でやっておるわけですのでまあ、十分ご理解いただきたいと思います。以上です。
副議長	質疑ありませんか。 17 番 大西豊君
大西豊議員	あの、議長ちゃんと聞いて下さい。琴南、仲南ということと、それと私は委員長の私見を聞いておりません。わからないから、聞いておりますのであまり、個人の感情をださなくてやはり執行者から報告があったのであれば、そういう中でおそらく補正がこんだけあったんやったら、例えば臨時にスポーツ大会があったからこれだけ余分にいったとか、あの、おそらく巡回バスについては当初年度予算で計画を立てとんで、変わらないと思いますけど、私が質問しとることは、補正をしたということはなんかの臨時の運行費用がいったんだという推測のもとに個人意見は聞いておりません。執行者の報告と委員会の報告をお願いしとりますので、それと琴南町については報告がありませんので、議長はちゃんと聞いていただいて、ありませんかというのではなくして、もし執行者が答弁がなければ反対に指名をして報告していただくようお願いいたします。
副議長	はい、わかりました。 三好勝利君
総務常任 委員長	再度、大西議員の質問に答えます。細部については報告は受けておりません。ただ、私が申しましたようにやはり各地区の支所長とおって、その 1 から 10 まで、今、中央で馬鹿みたいな論議がされて 1 円の領収書をとるか、10 円の領収書をとるかというような、まあ一般から見て疑われるような反応じゃなくして、やはりそこは信頼関係であって無駄遣いは絶対していない。ただし、こういう予算が足りないということは、地域のふれあいが活動が盛んになっておると私は思っておりますので、そういうことで細部は聞いておりません。また、細部がいるならば今は資料をもっておりませんので後日また報告させていただきます。以上です。
副議長	この件に関しましては、また資料の提出をさせていただきますのでよろしくお願いします。あの、一応この件、詳細な報告はあ

日程第 7	副議長	りませんでした。また、一応の経過報告でございますのでこの点で留めさせていただきたいと思います。
		他に質疑ございませんか。
		(なし)
	17 番 大西君	
	大西豊君	この前の議員の研修会でも、県の課長が来て議員が答弁できない場合は執行部がすべきという発言もありました。私は、あの、できないことを日常の行政事務についてお伺いしよんで、その聞いておくことに対する、やっぱり議会というものは対等に発言する場所でありますので、わからないところは資料で結構ですけど委員長報告した内容についてぐらひは、委員長が報告できない場合は執行者があの、報告すべしというこの前の議員研修がありましたので、それはあの、わかる範囲でお願いをいたしたいと思います。
	副議長	3 番 本屋敷君
	本屋敷議員	話の間をわるんですが、今の議事は議案第 7 号にかかわることですので、また後ほどですねえ、議案第 7 号にて議事をお願いしたいと思います。
	副議長	この件に関しましては、委員長から経過と結果に対するものであり詳細は説明しなかったとの報告でありました。
	19 番 加地君	
	加地議員	これは委員長報告ですからなあ、そういう込み入ったことはそれぞれまた常任委員会がありますので、そこで十分審議していただいて、今の委員長報告に対する質問であればそういうこと委員長が報告する。だけど、その総務委員会で委員長がその時の委員会の内容説明報告をしておるんだから、込み入ったことは各常任委員会でやっていただくように。一つ議会進行していただきます。
	副町長	他に質疑ございませんか。
		(なし)
		質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。
		教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 藤田昌大君
	教育民生 常任委員長	教育民生常任委員会の委員長報告を行います。
		教育民生常任委員会については、9 月 3 日午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室において開催いたしました。執行部より、町長、副町長、教育長及び担当課長であります住民課、環境保全課、福祉保険課、社会教育課長、琴南支所長、教育次長、総務課長、健

教育民生 常任委員長	康増進課長でありました。議会側より病気療養中の山西議長、久元議員が欠席し委員5名の参加と末武副議長の出席で開催したところであります。議題については、所管事務調査及びその他であります。町長あいさつののち、各課の報告を受け質疑を行いましたのでその報告を行います。 まず、琴南支所長より18年度診療所歯科の会計報告を受け、全体的には改善されているとの報告を受けました。レントゲン購入については、議案でありましたとおり9月4日搬入予定で20日過ぎに使用可能との報告を受けました。委員より改善の理由をただしたところ、口腔ケア等、出張の診療がですねえ、効果を発揮しているということでありました。 次に加見教育次長より学校教育について報告を受けました。各種日程と仲南小学校耐震工事の現状の報告を受けました。委員より今夏のプールの使用状況について、学力検査等の取扱について等の質疑があり回答を得たところであります。 次に平井教育課長より6月議会以降の日程と、文化祭そしてまた海外派遣事業等の報告を受けました。委員よりそれぞれの文化祭等のあり方、そしてまた海外派遣等の内容等について質疑があり回答を得たところであります。 次に住民課長より人口の現状、そしてまた時間外窓口の現状等の報告を受け、委員より住民対応の具体的な部分、電話対応等の質疑を行い回答を得たところであります。 次に宮下環境保全課長より、それぞれの日程と飲料水水質検査、パッカー車の購入等の報告を受け、質疑をしたところであります。飲料水については9月補正で、飲料水の水質検査については9月補正の中で組み込んでいくということでありまして、パッカー車の購入については、しばらくかかったけれども住民より問合せがあったことについて、それらに回答、指摘などがあったことで2ヶ月ぐらいかかって、購入可能だという回答を受けたところであります。 福祉保険課長より財政再建により、県より福祉医療等の見直しについて自己負担等ですねえ、提案がなされている。そしてまた、民生委員会が12月改選のため今、選考中であるとの報告を受けました。そして国保ヘルスアップ事業等の報告がありました。委員より個人負担の、医療費の個人負担等の増額、民生委員のあり方について質疑を行いそれぞれ回答を得たところであります。 健康増進課長より日程の報告を受け、それぞれの教室の現状の報告がありました。委員より国保ヘルスアップ事業そしてまた、中核生きがい施設の現状について質疑がありましたけれども、中核生きがい施設については、今町長が町政報告でやったとおり、ちょうどこの時期にですね、県と各市町への説明に行っているということですね、ここでは回答は得られませんでしたけれども、方向性はそこで報告受けたところであります。 次に総務課長より9月定例議会の予定、議案の予定、情報基盤整備の部分等の報告を受け、質疑を行い回答を得たところあります。最後に議員研修でありますけれども、教育民生常任委員会については、ぜひ専門的な研修がしたいということで全員協議会で
-----------------------	---

日程第 8	教育民生 常任委員長	も良かったですけれども、教育民生常任委員会については議員研修は委員会研修が望ましいだろうということで決定は受けました。ただし、その中で意見がありました研修の中ですね、懇親も含まれている分についてはそういう考えは一切やめていただきたいという意見がありましたので、あえてここでいっておきたいと思います。決定については、今年度については予算化されてないので全員で行くのについては従いますけれども、来年度については委員会研修を充実していただきたいという結果をまとめましたので報告しておきます。以上であります。
	副議長	これをもって教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 8 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。
	建設経済 常任委員長	建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 高尾幸男君 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。 去る 9 月 1 0 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員 7 名、執行部より、町長、総務課長、農林課長、建設課長、土地改良課長、水道課長、環境保全課長、出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。栗田町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、農林課長より農業委員会関係として農業委員会定例会の開催状況、品目横断的経営安定対策での平成 1 9 年産水稻の加入手続きが終わり、2 年目を迎える麦の加入手続きについて、特定組合の面積拡大を図っており、認定農業者の育成にも努めているとのことでした。 農業関係として平成 1 9 年産水稻の生産調整では、水稻の作付け状況、また、中山間地域直接支払交付金事業、有害鳥獣被害対策事業などの報告がありました。 林業関係として、町有林管理事業、単県造林事業の報告と、1 0 月 2 7 日、2 8 日に「四国の森づくり i n かがわ&森の文化祭」が、町民文化ホール、満濃池森林公園で行われる。また 1 1 月 1 8 日には、「ふれあいの森記念植樹式」が、かりん会館南側で行われる、とのことでした。 畜産関係では、第 3 9 回香川県乳質改善共励会で佐文、白川政幸氏が 4 年連続の好成績で最優秀賞を受賞された報告がありました。

	建設経済 常任委員長	地籍調査については、吉野地区の一筆地調査を9月19日から実施することなど報告がありました。 委員より、品目横断的経営安定対策について、認定農業者の規模拡大による経営状況、特定農業団体の法人化に向けた指導、行政・JAなど連携が必要であるなど意見が出されました。執行部より、面積拡大、農業簿記など認定農業者への支援、また県・JAなどと連携を密にして特定農業団体の法人化を進めていくとのことでした。 次に建設課長より、工事関係について報告があり、林務関係では、塩入三野線開設・改良工事、追上地区治山工事の発注など、また土木関係では、江畑災害防除工事の竣工、帆山本目線・大向高屋原線改良工事の発注、大口新目線改良工事は、ほぼ完了。急傾斜地崩壊防止対策事業として大口宮西地区の発注など、また都市計画関係として、総合公園の1、2工区の発注などの報告がありました。 委員から、総合公園野球場の使用について、県道丸亀三好線について質問があり、執行部より、今年4月より、アスレチック広場、野球場、駐車場、ゲートボール場については、一部開園している。また、野球場の使用については、一団体のホームグラウンドでなく、少年野球全体の練習や公式試合で使用している。また、県道丸亀三好線については、バイパスであるため全線の計画で進める必要があり、現在権利者と物件調査等について協議中である、とのことでありました。 次に土地改良課長より、工事進捗率の報告があり、単県一般で30地区あり15.6%であり早期分が完了している。また干害応急事業では、5地区完了との報告がありました。また、町事業主体の単県農道改修工事として、満濃中所地区、薬師堂地区を発注した。また県営事業として、中山間総合整備事業、緊急農道整備事業、河川工作物応急対策事業、ため池等整備事業の報告がありました。 委員から、ほ場整備事業による一圃地の面積はいくらか、また大きい圃場に、コストを下げなければ将来の農業が成り立たないのではないか、河川工事のコンクリート底打ちについて、ため池台帳修正について、土器川のボーリング調査と床止め工についてなど、質問意見があり、執行部より、県営事業のほ場整備一区画面積は30a程度である、河川工事については水量確保のための底打ちと、環境面で底打ちをしない工法があるが地元との協議により自然に配慮した工法を考えなければならない。ため池台帳修正については、現在事業としては考えていないが、県とも相談して検討していきたい。土器川ボーリング調査については、土器川の中期計画のため、国において実施しており、河床整備についても調査後において相談もあると思う、とのことでした。 次に水道課長より、渇水対策の経過について報告があり、7月5日補正予算を可決いただいたが、降雨等により状況がよくなり緊急を要しなくなってきたため、設計業務委託料、材料購入費については執行したが、他については保留している。また、7月20日県へ金倉川取水についての「水利用対策協議会」の設立の要望をした。8月21日には、野口浄水場の貯水率低下により木こ
--	-----------------------	---

日程第9	建設経済 常任委員長	く池から取水している。工事関係については前の川地区工事の発注、設計業務委託などの説明がありました。 委員から、前の川工事の枝管材質について、水利用対策協議会の要望活動について情報を公開してもらいたいなど質問意見があり、執行部より、前の川枝管材質は塩ビパイプ、水利用対策協議会については、県が窓口となって立ち上げてもらいたいとの要望である、とのことでありました。 次に環境保全課長より、下水道について岸上地区布設工事、吉野下・四條の測量設計業務の発注、接続状況の報告。農業集落排水は、施設の管理が主である。仲南地区の浄化槽整備推進事業は、6件を発注し、今年10件は超える見込みである。他地区の合併浄化槽設置事業は、115件の申請があり、県に対し30基程度の増について話しているとの説明がありました。 委員から、合併処理浄化槽の今後の補助率について、また見直す場合は住民への周知説明が必要である、仲南地区浄化槽整備推進事業は何件あれば発注するのかなど、意見質問があり、執行部より、補助率については財政上見直しをするようにしなければならぬ。仲南地区浄化槽は6件ぐらい集まれば2基づつ発注することとしている、とのことでありました。 次に総務課長より、琴南支所内への琴南郵便局移転の協議、また、四條旧南部消防訓練地跡への中讃ケーブルテレビの基地としての使用の協議を行っている報告がありました。 その他で、議員研修について意見が出され、建設経済委員会としては研修目的により、実施してもらいたいとのことでありました。 また、干害・渇水対策として計画のあった土器川前の川ダムを前向きに考えてもらうよう、県へ要望していくこととし、午後2時委員会を閉会しました。以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。
	副議長	これをもって建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
		日程第9 水資源対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 水資源対策特別委員会の委員長の報告を求めます。水資源対策特別委員会委員長 川原茂行君 水資源対策特別委員会の委員長報告を行います。
	水資源対策 特別委員長	去る6月21日午後1時より、第1委員会室におきまして委員6名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課長、農林課長、建設課長、土地改良課長、水道課長、課長補佐の出席により水資源対策特別委員会を開催いたしました。議題につきまし

水資源対策 特別委員長	ては、渇水対策について、その他であります。 栗田町長挨拶の後、議題にはいり、土地改良課から6月11日、中讃土地改良、普及センター、満濃池土地改良区、町内土地改良区など、渇水に対する農業関係の会を開き、各地区の水の状況、作付状況、県の対応策、農業共済の対象範囲などについて確認、協議を行ったとの報告がありました。また、県において6月20日干害応急対策要綱が作成されたこと、町内ため池の貯水率の報告がありました。委員から満濃池掛かりの水の確保策、干害応急事業費10万円以下に対する助成、満濃池土地改良区へも話をし、将来のことも考える必要があるなど意見が出されました。執行部より、事業費10万円以下については検討する、水利については慣行があるので行政だけでは難しい面がある。個々の水資源確保は干害応急での対応となる、とのことであります。 次に水道課長より地下水調査の状況について報告があり、工事について補正予算をお願いしたい、とのことであります。委員から、工事の時期等について質問があり、執行部より県の渇水対策は、仮設工事であり一か月以内に行わなければならない、とのことであります。満濃池の農業用水確保の対応、水道水源確保など即対応しなければいけない場合、委員会の度々の開催もありうるということで、委員会を午後3時10分閉会しました。 また、去る7月11日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員5名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課長、農林課長、建設課長、土地改良課長、水道課長、の出席により水資源対策特別委員会を開催いたしました。議題につきましては、渇水対策について、その他であります。 栗田町長挨拶の後、議題にはいり、土地改良課から干害応急事業の報告があり、7か所で申請予定があるが、県より一ヶ月間に100ミリ以上の雨があれば対象外となること。また、ため池貯水状況について報告がありました。委員から、干害応急事業の場所、補助率、など質問があり、執行部より、事業箇所は岸上、福家など満濃地区と仲南地区であり、補助率は県60%、町20%、地元20%である、とのことでした。 次に、水道課長より満濃池について、ゆる抜き後、降雨と土器川、財田川からの取水で47.4%と100万トンの増となり、放流しながらであるので実質200万トンの貯水増ができた。 また、渇水対策事業については、降雨などにより状況が変わったこと、また、県の渇水対策本部設置期間中の渇水対策工事は難しいことから、工事については、井戸の施工と、管については仮設を本設とし、今後安定的な常用水源として確保していきたいとの説明がありました。委員から、配管工事費、土器川からの取水基準、満濃池土地改良区への働きかけなどについて意見、質問があり、執行部より、配管工事に500万円、土器川からの取水基準は、毎秒2.5トン以上の流量の時であるとの説明がありました。
------------------------	--

	水資源対策 特別委員長	生活用水、農業用水の確保のため、執行部より満濃池土地改良区に働きかけていただくとともに、自己水源確保に向けての努力が将来のため必要であるので、今後も委員会として調査研究していくこととし、午前１１時５分委員会を閉会しました。以上で水資源対策特別委員会の委員長報告を終わります。
	副議長	これをもって水資源対策特別委員会の委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 ここで暫時休憩いたします。１０時５０分まで休憩いたします。
		休憩 １０時３８分
		再開いたします。
		再開 １０時５０分
日程第１０	日程第 10	認定第 1 号 平成 1 8 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 1	日程第 11	認定第 2 号 平成 1 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 2	日程第 12	認定第 3 号 平成 1 8 年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 3	日程第 13	認定第 4 号 平成 1 8 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 4	日程第 14	認定第 5 号 平成 1 8 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 5	日程第 15	認定第 6 号 平成 1 8 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 6	日程第 16	認定第 7 号 平成 1 8 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 7	日程第 17	認定第 8 号 平成 1 8 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 18		日程第 18 認定第 9 号 平成 18 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出 決算認定について
日程第 19	町長	日程第 19 認定第 10 号 平成 18 年度まんのう町水道事業会計決算認定について 以上、認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 案件について、会議規則第 37 条により一括議題といたしたいと思います。これに異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって認定第 1 号から、認定第 10 号までの 10 案件を一括議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただいま、一括上程されました 認定第 1 号 平成 18 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算について 認定第 2 号 平成 18 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について 認定第 3 号 平成 18 年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算について 認定第 4 号 平成 18 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算について 認定第 5 号 平成 18 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算について 認定第 6 号 平成 18 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算について 認定第 7 号 平成 18 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算について 認定第 8 号 平成 18 年度まんのう町農業集落特別会計歳入歳出決算について 認定第 9 号 平成 18 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算について 認定第 10 号 平成 18 年度まんのう町水道事業会計決算認定について を、ご説明申し上げます。 新まんのう町としての、実質的な最初の決算認定をお願いするものであります。 一般会計につきましては、繰越額から 2 億円を財政調整基金に積立を行っております。認定第 1 号から 9 号までは、地方自治法 233 条第 3 項、認定第 10 号は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見書を付して、議会の認定をお願いするものであります。 なお、地方自治法 233 条第 5 項の規定による主要施策の成果報告書を、合わせて提出いたしておりますのでお目通しをお願いい

	副議長 会計管理者	たします。詳細につきましては、会計管理者、及び水道課長より説明を行なわせてますのでよろしくお願い申し上げます。 会計管理者 米田能久君 認定第1号から説明をさせていただきます。決算書の1ページをお開き願います。平成18年度まんのう町一般会計歳入歳出決算でございますけれども、歳入決算額9,227,853,559円歳出決算額8,436,158,291円歳入歳出差引残額791,695,268円翌年度へ繰り越すべき財源43,021,000円これは繰越事業にあてる財源でございます。翌年度への繰越額は748,674,268円うち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額200,000,000円となっております。 次ページをお開き願います。歳入1款の町税、予算現額1,695,819,000円調定額1,972,889,903円収入済額1,745,718,018円不納欠損額71,979,704円収入未済額155,192,181円、2款の地方譲与税、予算現額304,292,000円調定額312,581,909円収入済額312,581,909円、3款の利子割交付金、予算現額9,728,000円調定額9,647,000円収入済額9,647,000円、4款の配当割交付金、予算現額7,075,000円調定額9,614,000円収入済額9,614,000円、5款の株式等譲渡所得割交付金、予算現額8,115,000円調定額7,428,000円収入済額7,428,000円、6款の地方消費税交付金、予算現額180,254,000円調定額179,332,000円収入済額179,332,000円、7款のゴルフ場利用税交付金、予算現額56,162,000円調定額58,368,476円収入済額58,368,476円、8款の自動車取得税交付金、予算現額82,535,000円調定額82,690,000円収入済額82,690,000円、9款の地方特例交付金、予算現額35,439,000円調定額35,439,000円収入済額35,439,000円、10款の地方交付税、予算現額3,835,299,000円調定額3,865,667,000円収入済額3,865,667,000円、次ページをお願いします。11款の交通安全対策特別交付金、予算現額4,400,000円調定額5,024,000円収入済額5,024,000円、12款の分担金及び負担金、予算現額117,220,000円調定額114,278,465円収入済額112,975,077円収入未済額1,303,388円、13款の使用料及び手数料、予算現額129,434,000円調定額133,566,724円収入済額131,501,425円収入未済額2,065,299円、14款の国庫支出金、予算現額1,288,529,000円調定額318,186,255円収入済額318,186,255円、15款の県支出金、予算現額763,320,000円調定額739,221,914円収入済額739,221,914円、16款の財産収入、予算現額57,874,000円調定額71,259,979円収入済額71,103,979円収入未済額156,000円、17款の寄付金、予算現額1,000円調定額2
--	-------------------------	---

	会計管理者	10,000円収入済額210,000円、18 款の繰入金、予算現額34,538,000円調定額33,131,470円収入済額33,131,470円、19 款の繰越額、予算現額449,157,000円調定額516,828,105円収入済額516,828,105円、次ページをお願いします。20 款の諸収入、予算現額159,415,000円調定額210,332,191円収入済額209,285,931円収入未済額1,046,260円、21 款の町債、予算現額2,433,400,000円調定額783,900,000円収入済額783,900,000円、合計ですけれども予算現額11,652,006,000円調定額9,459,596,391円収入済額9,227,853,559円不能欠損額71,979,704円収入未済額159,763,128円。 次ページをお願いします。歳出の関係ですけれども、1 款の議会費、予算現額124,371,000円支出済額121,037,119円不用額3,333,881円、2 款の総務費、予算現額3,895,204,000円支出済額1,392,228,617円翌年度繰越額2,444,390,000円不用額58,585,383円、3 款の民生費、予算現額2,116,006,000円支出済額1,814,058,921円翌年度繰越額25,000,000円不用額276,947,079円、4 款の衛生費、予算現額889,322,000円支出済額798,906,759円翌年度繰越額40,262,000円不用額50,153,241円、5 款の労働費、予算現額3,715,000円支出済額3,374,980円不用額340,020円、6 款の農林水産業費、予算現額900,501,000円支出済額813,532,943円翌年度繰越額7,849,000円不用額79,119,057円、7 款の商工費、予算現額41,500,000円支出済額39,505,711円不要額1,994,289円、8 款の土木費、予算現額798,637,000円支出済額755,862,595円不用額42,774,405円、次ページをお願いします。9 款の消防費、予算現額499,054,000円支出済額494,882,172円不用額4,171,828円、10 款の教育費、予算現額1,252,568,000円支出済額1,091,262,675円翌年度繰越額103,500,000円不用額57,805,325円、11 款の災害復旧費、予算現額28,728,000円支出済額22,677,373円不用額6,050,627円、12 款の公債費、予算現額1,066,782,000円支出済額1,065,774,272円不用額1,007,728円、13 款の諸支出金、予算現額25,618,000円支出済額23,054,154円不用額2,563,846円、14 款の予備費、予算現額10,000,000円不用額10,000,000円、合計額が予算現額11,652,006,000円支出済額8,436,158,291円翌年度繰越額2,621,001,000円不用額594,846,709円となっております。 231 ページをお開き願います。認定第2号の関係でございますけれども平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計（事業勘
--	-------	--

	会計管理者	定)の歳入歳出決算でございます。歳入の決算額2,238,401,854円歳出決算額2,109,072,701円歳入歳出差引残額129,329,153円翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度への繰越額は129,329,153円となっております。 次ページをお願いします。歳入の関係でございます。1款の国民健康保険税、予算現額547,649,000円調定額677,756,221円収入済額562,962,723円不納欠損額8,864,702円収入未済額105,928,796円、2款の使用料及び手数料、予算現額34,000円調定額177,200円収入済額177,200円、3款の国庫支出金、予算現額537,373,000円調定額640,545,791円収入済額640,545,791円、4款の療養給付費交付金、予算現額553,622,000円調定額524,453,152円収入済額524,453,152円、5款の県支出金、予算現額75,442,000円調定額88,153,429円収入済額88,153,429円、7款の共同事業交付金、予算現額132,349,000円調定額165,478,345円収入済額165,478,345円、8款の財産収入、予算現額76,000円調定額7,138円収入済額7,138円、9款の繰入金、予算現額267,930,000円調定額143,296,139円収入済額143,296,139円、10款の繰越金、予算現額105,934,000円調定額105,934,396円収入済額105,934,396円、11款の諸収入、予算現額2,451,000円調定額7,393,541円収入済額7,393,541円、次ページをお願いします。合計額ですけれども予算現額2,222,860,000円調定額2,353,195,352円収入済額2,238,401,854円不納欠損額8,864,702円収入未済額105,928,796円。 次ページをお願いします。歳出の関係ですけれども、1款の総務費、予算現額11,080,000円支出済額8,718,667円不用額2,361,333円、2款の保険給付費、予算現額1,577,469,000円支出済額1,491,520,487円不用額85,948,513円、3款の老人保健拠出金、予算現額347,175,000円支出済額347,174,758円不用額242円、4款の介護給付金、予算現額102,975,000円支出済額102,974,007円不用額993円、5款の共同事業拠出金、予算現額145,038,000円支出済額125,145,743円不用額19,892,257円、6款の保健事業費、予算現額4,560,000円支出済額4,403,816円不用額156,184円、7款の基金積立金、予算現額1,001,000円支出済額1,000,000円不用額1,000円、8款の公債費、予算現額3,000円不用額が3,000円、9款の諸支出金、予算現額30,524,000円支出済額28,135,223円不用額2,388,777円、次ページをお願いします。10款の予備費、予算現額3,035,000円不用額3,035,000円。合計額、予算現額、2,222,860,000円支出済額2,109,072,701円翌年度繰越額はあります。不用額113,787,
--	-------	--

	会計管理者	299円となっております。 267 ページをお開き願います。平成 18 年度まんのう町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算。歳入決算額 28,826,996 円歳出決算額 28,826,996 円歳入歳出差引残額はゼロでございます。 次ページをお願いします。歳入、1 款の診療収入、予算現額 13,700,000 円調定額 17,165,295 円収入済額 17,165,295 円、4 款の県支出金、予算現額 1,000 円調定額、収入済額ともございません。6 款の繰入金、予算現額 16,629,000 円調定額 11,122,261 円収入済額 11,122,261 円、8 款の諸収入、予算現額 451,000 円調定額 539,440 円収入済額 539,440 円、合計が予算現額が 30,781,000 円調定額 28,826,996 円収入済額 28,826,996 円、不納欠損額、収入未済額はございません。 次ページをお願いします。歳出の関係ですけれども、1 款の総務費、予算現額 25,612,000 円支出済額 24,867,782 円不用額 744,218 円、2 款の医業費、予算現額 4,869,000 円支出済額 3,959,214 円不用額 909,786 円、5 款の予備費、予算現額 300,000 円不用額が 300,000 円となっております。合計額ですけれども予算現額 30,781,000 円支出済額 28,826,996 円不用額 1,954,004 円となっております。 283 ページをお開き願います。認定第 3 号の関係ですけれども、平成 18 年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算。歳入決算額 2,897,558,724 円歳出決算額 2,867,372,014 円歳入歳出差引残額 30,186,710 円翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので翌年度の繰越額は 30,186,710 円となっております。 次ページをお願いします。歳入の関係ですけれども、1 款の支払基金交付金、予算現額 1,600,614,000 円調定額 1,522,333,237 円収入済額 1,522,333,237 円、2 款の国庫支出金、予算現額 927,837,000 円調定額 889,095,087 円収入済額 889,095,087 円、3 款の県支出金、予算現額 235,861,000 円調定額 221,305,610 円収入済額 221,305,610 円、4 款の繰入金、予算現額 244,798,000 円調定額 235,980,000 円収入済額 235,980,000 円、5 款の繰越金、予算現額 16,865,000 円調定額 16,865,526 円収入済額 16,865,526 円、6 款の諸収入、予算現額 9,330,000 円調定額 11,979,264 円収入済額 11,979,264 円、合計、予算現額 3,035,305,000 円調定額 2,897,558,724 円収入済額 2,897,558,724 円となっております。 次ページをお願いします。歳出、1 款の総務費、予算現額 7,386,000 円支出済額 6,956,834 円不用額 429,166 円、2 款の医療諸費、予算現額 3,008,713,000 円支出済額 2,842,456,427 円不用額 166,25
--	-------	--

	会計管理者	6, 573円、4 款の諸支出金、予算現額18, 206, 000円支出済額17, 958, 753円不用額247, 247円、5 款予備費、予算現額1, 000, 000円不用額1, 000, 000円、合計、予算現額3, 035, 305, 000円支出済額2, 867, 372, 014円不用額167, 932, 986円となっております。 299 ページをお願いいたします。認定第4号の関係ですけれども、平成18年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算、歳入決算額1, 853, 184, 827円歳出決算額1, 752, 106, 038円歳入歳出差引残額101, 078, 789円繰越財源はございませんので翌年度への繰越額101, 078, 789円となっております。 次ページをお願いします。歳入、1 款の保険料、予算現額290, 976, 000円調定額311, 690, 800円収入済額305, 956, 100円不納欠損額1, 043, 000円収入未済額4, 691, 700円、2 款の分担金及び負担金、2, 040, 000円調定額1, 764, 050円収入済額1, 764, 050円、3 款の使用料及び手数料、予算現額1, 000円調定額38, 600円収入済額38, 600円、4 款の国庫支出金、予算現額441, 454, 000円調定額441, 450, 645円収入済額441, 450, 645円、5 款の支払基金交付金、予算現額486, 102, 000円調定額488, 086, 000円収入済額488, 086, 000円、6 款の県支出金、予算現額248, 869, 000円調定額248, 853, 322円収入済額248, 853, 322円、7 款の財産収入、予算現額1, 000円調定額28, 547円収入済額28, 547円9 款の繰入金、予算現額246, 025, 000円調定額237, 795, 967円収入済額237, 795, 967円、10 款の繰越金、予算現額128, 396, 000円調定額128, 396, 422円収入済額128, 396, 422円、12 款の諸収入、予算現額791, 000円調定額815, 174円収入済額815, 174円、次ページをお願いします。合計額、予算現額1, 844, 655, 000円調定額1, 858, 919, 527円収入済額1, 853, 184, 827円不納欠損額1, 043, 000円収入未済額4, 691, 700円。 次ページをお願いします。歳出の関係です。1 款の総務費、予算現額24, 542, 000円支出済額21, 797, 781円不用額2, 744, 219円、2 款の保険給付費、予算現額1, 688, 325, 000円支出済額1, 604, 538, 538円不用額83, 786, 462円、3 款の財政安定化基金拠出金、予算現額1, 000円不用額1, 000円、5 款の地域支援事業費、予算現額26, 053, 000円支出済額21, 113, 075円不用額4, 939, 925円、7 款の公債費、予算現額1, 000円不用額1, 000円、8 款の予備費、予算現額1, 000, 000円不用額1, 000, 000円、9 款の諸支出金、予算現額104, 733, 000円支出済額104, 656, 644円不用額76, 356円、合計で予算現額、1, 844, 655, 000円支出済額1, 752, 106, 038円不用額92, 548, 962円となっております。
--	-------	---

	会計管理者	341 ページをお開き願います。認定第5号の関係でございます。平成18年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算、歳入決算額113,666,833円歳出決算額76,794,912円歳入歳出差引残額36,871,921円繰越財源はございません。翌年度への繰越額36,871,921円となっております。 次ページをお願いします。歳入、1款の診療収入、予算現額93,780,000円調定額83,524,737円収入済額83,524,737円、2款の使用料及び手数料、予算現額770,000円調定額900,525円収入済額900,525円4款の県支出金、予算現額1,000円調停額、収入済額とも執行いたしておりません。6款の繰入金、予算現額1,000円調定額、収入済額とも執行いたしておりません。7款の繰越金、予算現額3,200,000円調定額28,997,881円収入済額28,997,881円、8款の諸収入、予算現額248,000円調定額243,690円収入済額243,690円。合計、予算現額98,000,000円調定額113,666,833円収入済額113,666,833円不納欠損額、収入未済額はございません。 次ページをお願いします。歳出の関係です。1款の総務費、予算現額57,710,000円支出済額52,105,659円不用額5,604,341円、2款の医業費、予算現額39,700,000円支出済額24,672,506円不用額15,027,494円、3款の施設整備費、予算現額300,000円支出済額16,747円不用額283,253円、6款の予備費、予算現額290,000円不用額290,000円、合計、予算現額98,000,000円支出済額76,794,912円不用額21,205,088円となっております。 357 ページをお開き願います。認定第6号の関係でございます。平成18年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算、歳入決算額327,310,979円歳出決算額310,127,563円歳入歳出差引残額17,183,416円繰越財源はございません。翌年度へ繰越額が17,183,416円となっております。 次ページをお願いします。歳入、1款の分担金及び負担金、予算現額631,000円調定額1,260,000円収入済額1,260,000円、2款の使用料及び手数料、予算現額156,790,000円調定額153,795,197円収入済額151,487,365円収入未済額2,307,832円、3款の国庫支出金、予算現額20,724,000円調定額20,724,000円収入済額20,724,000円、4款の県支出金、予算現額5,181,000円調定額5,181,000円収入済額5,181,000円、5款の財産収入、予算現額1,000円執行いたしておりません。6款の繰入金、予算現額123,188,000円調定額113,680,000円収入済額113,680,000円、7款の繰越金、予算現額3,000,000円調定額9,758,574円収入済額9,758,574円、8款の諸収入、予算現額150,000円調定額220,0
--	-------	--

	会計管理者	40円、収入済額220,040円、9款の町債、予算現額25,000,000円調定額25,000,000円収入済額25,000,000円、合計、予算現額334,665,000円調定額329,618,811円収入済額327,310,979円収入未済額2,307,832円でございます。 次ページをお願いします。歳出、1款の総務費、予算現額47,649,000円支出済額43,703,050円不用額3,945,950円、2款の施設費、予算現額119,355,000円支出100,878,586円不用額18,476,414円、3款の公債費、予算現額165,660,000円支出済額165,545,927円不用額114,073円、4款の諸支出金、予算現額1,000円不用額1,000円、5款の予備費、予算現額2,000,000円不用額2,000,000円合計額、予算現額334,665,000円支出済額310,127,563円不用額24,537,437円となっております。 377 ページをお願いいたします。認定第7号の関係でございます。平成18年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算、歳入決算額233,131,815円歳出決算額231,834,648円歳入歳出差引残額1,297,167円繰越財源はございません。翌年度へ繰越額1,297,167円となっております。 次ページをお願いします。歳入、1款の分担金及び負担金、予算現額2,001,000円調定額3,255,800円収入済額3,255,800円、2款の使用料及び手数料、予算現額30,534,000円調定額32,791,306円収入済額32,791,306円、3款の国庫支出金、予算現額20,000,000円調定額20,000,000円収入済額20,000,000円、4款の県支出金、予算現額500,000円調定額496,000円収入済額496,000円、6款の繰入金予算現額140,052,000円調定額127,000,000円収入済額127,000,000円、7款の繰越金、予算現額6,945,000円調定額6,845,324円収入済額6,845,324円、8款の諸収入、予算現額、1,147,000円調定額1,143,385円収入済額1,143,385円、9款の町債、予算現額45,600,000円調定額41,600,000円収入済額41,600,000円、合計が、予算現額246,779,000円調定額233,131,815円収入済額233,131,815円、不納欠損額、収入未済額はございません。 次ページをお願いします。歳出、1款の総務費、予算現額32,927,000円支出済額30,184,491円不用額2,742,509円、2款の施設費、予算現額70,075,000円支出済額59,086,675円不用額10,988,325円、3款の公債費、予算現額143,277,000円支出済額142,563,482円不用額713,518円、5款の予備費、予算現額500,000円不用額500,000円、合計、予算現額246,779,000円支出済額231,834,648円不用額14,944,352円となっております。
--	-------	---

	会計管理者	397 ページをお開き願います。認定第8号の関係でございます。平成18年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、歳入決算額35,150,929円歳出決算額34,626,252円歳入歳出差引残額524,677円繰越財源はございません。翌年度へ繰越額524,677円となっております。 次ページをお願いします。歳入の関係です。1款の分担金及び負担金、予算現額1,000円以下はゼロでございます。3款の繰入金、予算現額30,286,000円調定額29,300,000円収入済額29,300,000円、4款の繰越金1,000円調定額708,129円収入済額708,129円、5款の諸収入、予算現額1,000円、7款の使用料及び手数料、予算現額5,501,000円調定額5,142,800円収入済額5,142,800円、合計が予算現額35,790,000円調定額35,150,929円収入済額35,150,929円、不納欠損額、収入未済額はございません。 次ページをお願いします。歳出、1款の施設費、予算現額10,489,000円支出済額9,701,289円不用額787,711円、2款の公債費、予算現額25,201,000円支出済額24,924,963円不用額276,037円、3款の予備費、予算現額100,000円不用額100,000円、合計額、予算現額35,790,000円調定額34,626,252円不用額1,163,748円となっております。 409 ページをお開き願います。認定第9号の関係でございます。平成18年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算、歳入決算額78,919,609円歳出決算額77,798,539円歳入歳出差引残額1,121,070円繰越財源はございません。翌年度へ繰越額1,121,070円となっております。 次ページをお願いします。歳入、1款の分担金及び負担金、予算現額1,951,000円調定額2,648,400円収入済額2,648,400円、2款の使用料及び手数料、予算現額19,498,000円調定額21,055,971円収入済額21,055,971円、3款の国庫支出金、予算現額5,959,000円調定額5,959,000円収入済額5,959,000円、4款の県支出金、予算現額1,727,000円調定額1,727,000円収入済額1,727,000円、5款の繰入金、予算現額40,381,000円調定額32,456,000円収入済額32,456,000円、6款の繰越金、予算現額4,232,000円調定額4,232,277円収入済額4,237,277円、7款の町債、予算現額、7,000,000円調定額7,000,000円収入済額7,000,000円、8款の諸収入、予算現額3,840,000円調定額3,840,961円収入済額3,840,961円、合計が、予算現額84,588,000円調定額78,919,609円収入済額78,919,609円、不納欠損額、収入未済額はございません。 次ページをお願いします。歳出、1款の総務費、予算現額11,058,000円支出済額10,598,103円不用額45
--	-------	--

会計管理者	9, 897円、2 款の施設費、予算現額61, 158, 000円支出済額55, 428, 958円不用額5, 729, 042円、3 款の公債費、予算現額11, 872, 000円支出済額11, 771, 478円不用額100, 522円、4 款の予備費、予算現額500, 000円不用額500, 000円でございます。合計、予算現額84, 588, 000円支出済額77, 798, 539円不用額6, 789, 461円となっております。このあとに記載をしております財産に関する調書につきましては、また、お目とおしのほうをよろしくお願いいたします。以上で認定の第1号から第9号の説明を終わらせていただきます。
副議長	水道課長 和泉仁志君
水道課長	それでは私の方から、別冊平成18年度まんのう町水道事業会計決算書をもって説明をさせていただきます。 認定第10号平成18年度まんのう町水道事業会計決算の認定についてでございますけれども、公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をいただくものでございます。 1 ページをお開き下さい。決算額のみの報告とさせていただきます。1 ページには水道使用料金をもととします、収益的収入金額233, 590, 737円に対しまして営業費用に要する費用支出額215, 748, 147円を提示させていただいてございます。 2 ページをお開き下さい。2 ページには資本的収入及び支出を明記してございます。施設の整備に伴います資本的収入金額13, 554, 812円に対しまして、支出額65, 602, 036円を計上いたしてございます。一番下の下段を見て下さい。施設の整備に伴います資本的収入金額13, 554, 812円に対しまして、支出額の65, 602, 036円のこの金額の不足額でございますけれども、52, 047, 224円は消費税資本的収支調整額の639, 511円並びに当該年度分の損益勘定留保資金51, 407, 713円で補填するものとしてございます。 3 ページをお開き下さい。3 ページには18年度の水道事業会計損益計算書を明記してございます。消費税抜きの金額でございますけれども、営業収益212, 866, 785円に対しまして営業費用174, 455, 871円営業外収益としまして9, 891, 312円営業外費用としまして37, 847, 001円特別利益としまして98, 807円特別損失といたしまして不納欠損1, 106, 115円を計上いたしました。18年度の実質単年度収益としまして9, 447, 917円を計上いたしてございます。 それから7 ページと8 ページにつきまして、水道事業の状況についてご報告をさせていただいております。お目とおしをよろしく願いしたらいと思います。以上で報告とさせていただきます。
副議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 質疑にはいる前に監査委員が議場におられますので、審査の報告をお願いいたします。監査委員 黒木保君

監査委員	認定第 1 号から第 10 号の決算審査の報告を行います。決算審査の結果を申し上げます。 地方自治法第 23 条第 2 項、同法第 24 条第 5 項、及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された、平成 18 年度 まんのう町一般会計歳入歳出決算、同年度各特別会計歳入歳出決算、及び水道事業会計決算、並びに基金の運用状況を審査した結果をご報告申し上げます。 去る 8 月 22 日、町役場におきまして、造田代表監査委員と私で決算の審査を行いました。審査は、決算書、関係帳簿、証拠書類により行いました。審査の結果につきましては、審査に付された歳入歳出決算及び書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。決算の計数につきましても関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを認めました。 なお、基金の運用についても適正な運用がなされていることを認めました。 以上で決算審査の報告を終わります。 これをもって審査報告を終わります。 ここで暫時休憩いたします。13 時開会いたします。 休憩 11 時 57 分
副議長	休息を戻して会議を再開いたします。 再開 13 時 00 分 先ほどの総務委員長報告に対する大西議員の質疑に対して、私の発言で資料を提出すると申しましたが、委員長報告に対する質疑でありましたので私の発言を取り消させていただきます。委員長報告に対する質疑、答弁については、本年 6 月定例会、議会運営委員会報告において、委員長報告に対する質疑の答弁は、執行部には求めないことで確認を行ったことをご報告されておりますので、そのように議会運営いたします。 これより、認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 案件に対しての質疑にはいります。 質疑はありませんか。
谷森議員	21 番 谷森議員 一つだけ質問いたしますが、いわゆる一般会計が歳入が 92 億円まあ概数ですが、それに対して町債、借入金が 95 億円、それから特別会計が歳入が 78 億円で借入が 53 億円、考えてみますと一般会計の歳入より借入の方が多いと、まあこういうことは非常に理解がしがたいので、町長あるいは執行部の皆さんはこのことに対してどういようなお考えをもっておるのか、ちなみに基金が 25 億円あるのは承知しておりますし、それから平成 19 年度の新年度の予算の時に私は質問いたしましたが、臨時財政対策債に頼るような予算現額の編成であったかと、こういうふうに思うわけですがこの時に町長の答えは、臨時財政対策債は

谷森議員	本来なら、国が交付税とか、そいなんているのが筋であるが国の方が金がないから、とりあえずまんのう町さん借りにとって下さいと、これが臨時対策債とこういうことは承知しておるんですが、今私が申し上げたことに対しましての町長のお考えをお願いいたします。
	町長 栗田隆義君
町長	谷森議員さんの質問にお答えいたします。確かに今ご指摘あったとおりでございます。まあ、しかしながら今までのやってきた中でそういうものがだんだん積み重なってきた。これからは少しずつ返還をして、少なくしていかなければいけないということは、重々承知いたしておりますが、今のやらなければいけない事業も沢山ございます。そういうことで一挙に借金をへしていくというのは非常にむずかしい、まあ、少しずつへして早く健全財政に近づけて行きたいとこのように考えております。出来るだけ早い時期に、へして行きたいなあということは考えておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。
副議長	他に質疑ありませんか。
	(なし)
	17番 大西豊君
大西豊議員	今の決算認定の議案の説明の仕方について町長にお伺いします。過去良かった悪かったは別にして、旧の満濃町におきましては、こういう説明においてはやはり、どうして増減がでたか重要な部分については具体的に、例えば税金の徴収率についてはこういう理由でこよんなったとかいうことを委員会主義でありますので、すべてでなくてもいいんですが、やはり皆さんに知らせたいこと、問題点は成果表、まあ、時間をかけて見たらわからないことはないんですが、過去においては旧の満濃町におきましては、そういう説明があったので、よりわかりやすく理解しやすかったと思うんですが、そのへんについては今後どのように考えておるのか、町長の見解をお伺いします。
副議長	これは認定1号から10号までの質疑にはいっておるわけございまして、この大西議員の今の質問はまた別の場でさせていただいたと思います。
	他にございませんか。
	(なし)
	他に質疑はないようです、これをもって質疑を終了させていただきます。
	ただ今、議題となっております、認定第1号は、総務常任委員会に、認定第2号、第3号、第4号、第5号の4案件は、教育民生常任委員会に、認定第6号、第7号、第8号、第9号、第10号の5案件は建設経済常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第 2 0	副議長 町長 副議長 藤田議員	日程第 2 0 議案第 1 号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただいま上程されました「まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」をご説明申し上げます。これまでの職員の勤務時間は、休息时间延べ30分を勤務時間として8時間勤務、週40時間勤務といたしておりましたが、休息時間を勤務時間から削除し、実質勤務時間を週40時間に変更するものであります。これにより、8時30分から17時15分までの勤務時間は変わりませんが、12時から13時までお昼休みでしたが、12時15分から13時まで休憩時間とするものであります。 休息時間を削除するための改正であり、休息時間の記載がある、まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、まんのう町職員団体のための職員の行為制限の特例に関する条例、及び、まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正を行うものであります。この改正により、平成19年10月1日から勤務時間変更を実施するため、附則を定めております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 10 番 藤田昌大君 7 条関係のですね、これを削除することによっておこりうる条例改正だろうとこう解釈します。労働関係の部分でありますので若干、意見としていうか回答はかまいませんから、これ上部のあれでねえ、決まったことでやむをえないことであろうと思いますけれども、全体的な労働者の労働条件の部分についていいますとですね、小泉政権以降ですね、ややこしい部分で働くものの権利が、ほうぼうから奪われている実態があるんですね、あの、女性労働者の深夜労働認めていたり、そういった部分の中でですね、労働条件の改悪部分だろうと思っています。そのことが地方自治体の職場へ反映したものだろうと思っています。そもそも公務員という労働条件はですね、地方官庁からわれわれ末端のまんのう町職員ということになりますとですね、全部一体的な運用は難しいだろうと思うんですね、東京のど真ん中の霞ヶ関と琴南や仲南を抱えるまんのう町とですね、実態が違いすぎるとそういった部分で、それともう一つは末端の自治体でありますから現業の職員もおります、保育所の保育士ですね、今は、そしてまた現業の衛生課の職員もおります。そういった部分の中で休息を明記しないということになりましたら、非常にどういうことになるかと報告したいんですが、例えばその休息のあり方は勤務時間の勤務の能率を上げようという部分でですね、社会一般に定着している部分です。例えば午前中であれば10時がきたらある工場であれば一斉休息しなさいってですね、命令がされます。3時がくれば
---------	---	--

	藤田議員	当然そういった方向がされます。それは、午前中、午後の休息のあり方だっただろうとこれ一般的なんですけれども、それをまんのう町の場合は条例に入れていたと、具体的なイメージはありませんけれどもやっぱり休息は必要だろうということで入れていたと思うんです。それが、たまたま今回の上部指導の中ですね、休息ははずしなさいということでこいういう条例改正になったのだと思うんですけれども一般的なあですね、労働の中で休息の扱いはどうなるんだろうかという危惧があるんです。ですから、現業の職員とか本庁とか全然ちがうと思いますし仕事の内容もですね、ずっと4時間ずっとぶつつづけであるかというとな、手空き時間がありますよね当然。まあそういった解釈の中で多分休息時間をなくしたんだろうと、こういう解釈をしますけれども、ただあの、例えば税務課の職員が2月、3月の時にですね、申告の時に全然休息を取れないままですね、ずっとやらないかん場合があるだろうと思うんです。そういった時の運用とかですね、あの特別な繁忙期の場合の運用の中では多分、労働組合と話しをしていながらそういった労働条件については個別の話し合われるだろうと思うんです。そういった中で休息時間の扱いは明記できませんから、職場の課長の采配とかですね、そういったものが重要だろうと日常的には仕方ないと思うんですが、それは特にですね、労働条件の部分で配慮していただきたいと思うんです。それともう一つは休憩時間のあり方です。休憩時間のあり方は前回も僕、言いましたけれども昼食休憩ですね、昼食休憩の実態をどう把握してるのんだろうかというのが、ちょっと問題がありますしその休憩を取るときにはたして本当の休憩が取れるんだろうかいうことをですね、もうちょっと話して職場実態とかみ合わせて運用していただきたいと思います。労働基準法によりますと、32条の4項の中に過半数を代表する職員の代表又は労働組合と話し合いをしてそういった条件を整備しなさいよということが書かれてますし、そういったことについては十分配慮していただきたいと思うんです。それともう一つは前もいいましたように、環境整備のために食堂の設置も考慮にいて、してくださいといいませんけども考慮にいたたですね、ぜひ職場環境の整備のための話し合いをしていただきたいと思います。今回の実施については僕も若干全部知ってますけども、相当総務課長や町長苦労されたと思うんです。そういった中で良心的な運用がされてるなあと僕判断しますが、なおこのあとのですね、休憩、休息という言葉はなくなりますけれども、やっぱり休息と部分のですね、言葉でださない扱いをどうするんやという部分とそれともう一つの運用はですね、やはり中央官庁とこことはちがいますから、まんのう町の実態に合わせたですね、運用をぜひとりはかってもらいたいと思うんです。具体的にいいますと食事を45分間に全員が取れるかということ。そのことをですね、やはり実態と合わせながら職員のですね、労働環境の整備でありますから十分注意していただきたいなあということを意見として申し上げて、職場で運用するときにはちゃんと話し合いをしながらですね、労働基準法に基づくような部分を取り扱っていただきたいと思うんです。厳密にいいますとまだまだよけあります。それはいいませんので多分わかってるだろうと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。
--	------	--

日程第 2 1 日程第 2 2	副議長	もういいです？
	藤田議員	もう答弁はいりません。しょうがないと思いますので。
	副議長	まあ、ちょっと質疑だけ。他にありませんか。
		(なし)
	大西豊議員	大西豊君 今、いろいろお願いもしておったようですけど、今現実栗田町政になってから、私、栗田町政になる前にも労働時間の問題について 40 時間いうことをいったことがあるんです。まあそういう中で新しいまんのう町の町長になってから栗田町長が、週 40 時間いうことを明言されそういう過程の中で出てきたと思うんですけど、5 時 15 分という時間が今までも規定になっとったと思うんですけど、やはりあの 40 時間ということが勤務時間を改正する、出した理由についてお伺いいたします。
	副議長	総務課長 栗田義郎君
	総務課長	ただ今の大西議員さんの今回の条例改正の理由でございますけれども、これはもう当然今まで勤務時間の中に休み時間も含めておったというのを、この 10 月 1 日からは実質勤務を 8 時間で週 40 時間にしますよということのものを今回さしていただく。これにつきましては、勤務時間の中身につきましては、仲多度郡の他町と同一歩調をとったような勤務時間体制にさしていただいております。以上でございます。
	副議長	17 番大西豊君
	大西豊議員	そういうことは勤務時間の 40 時間を徹底する意味を含めての議案だと思いますがそのように理解していいですか。
	副議長	総務課長 栗田義郎君
	総務課長	大西議員さんのご質問でございますけれども、条例にも当然あの週 40 時間という文言が当然入っておりますので、これをきちりとやっていくということでございます。以上でございます。
	副議長	他に質疑はありませんか。
		(なし)
		これをもって質疑を終了いたします。
		ただ今議題となっております、議案 1 号は、総務常任委員会に付託いたします。
		日程第 2 1 議案 2 号 字の区域の変更について
		日程第 2 2 議案 3 号 字の区域の変更について

日程第 2 3 日程第 2 4	副議長 町長 副議長	以上議案第 2 号、議案第 3 号の 2 議案について会議規則第 3 7 条により一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって議案第 2 号、議案第 3 号の 2 議案を一括議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今一括上程されました、議案第 2 号及び議案第 3 号の字の区域の変更についてのご説明を申し上げます。2 議案ともに、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるのであります。 まず議案第 2 号は、本町の字の区域の一部を、別紙変更調書のとおり変更するものであります。仲多度郡まんのう町吉野字中村に編入する区域としまして、字宮西のものを中村に編入するものでございます。これは、平成 1 8 年度地籍調査の一筆地・調査をしたものであり、従来より字界は道路、水路等で定められておりましたが、道路水路等の拡張等により現況と字界が一致しなくなっておるため、今回、調査によって、道路の形状、水路の形状に併せて新字界を定めようとするものでございます。なお、この新字界の効力の発生は、この調査の結果、表示に変更を生ずべき土地につき、行われる国土調査法第 1 9 条第 2 項の認証の日となります。 次に、議案第 3 号は、本町の字の区域の一部を、別紙変更調書のとおり変更するものであります。仲多度郡まんのう町吉野下字西田井は地籍調査が完了し、県より認証を受けております。まんのう町吉野字中村の 1 1 2 の 2、他 3 筆を吉野下字西田井に編入するものでございます。なお、この新字界の効力の発生は議決後、字の区域の変更を県知事に提出し香川県報の登載した日となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、議案第 2 号、第 3 号の 2 議案に対しての質疑に入ります。質疑はありますか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております議案第 2 号、第 3 号の 2 議案は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 2 3 議案 4 号 まんのう町道路線認定について 日程第 2 4 議案 5 号 まんのう町道路線変更について
---	--	--

日程第 2 5	副議長	日程第 2 5 議案 6 号 まんのう町道路線廃止について 以上議案第 4 号から議案第 6 号までの 3 議案について会議規則第 3 7 条により一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって議案第 4 号から議案第 6 号までの 3 議案を一括議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただいま上程されました、議案第 4 号まんのう町道路線認定について・議案第 5 号まんのう町道路線変更について・議案第 6 号まんのう町道路線廃止についてのご説明を申し上げます。 議案第 4 号の町道の路線認定は、平成 7 年 3 月 9 日付け香川県土木部長通達により、県道がバイパス化され新規に道路が併用開始となった後は、従来の県道は市町道として移管することとされております。それにより、この生稲上田井線は県道炭所西善通寺線の一部を町道として認定するものであります。 議案第 5 号の変更は、町道照井中筋線について土地改良事業により道路を改修する計画であり、事業採択申請を行うために、区間変更を行い変更後の延長は 1 9 3 . 4 m 短縮し 1 2 4 . 2 m とするものであります。 議案第 6 号の廃止は、町道久保線、及び、照井中筋線支線の 2 路線ともに、土地改良事業により道路を改修する計画であり、事業採択申請を行うために、町道を廃止するものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、議案第 4 号から議案第 6 号までの 3 議案に対しての質疑に入ります。質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております議案第 4 号、第 5 号、第 6 号の 3 議案は建設経済常任委員会に付託いたします。
日程第 2 6	町長	日程第 2 6 議案第 7 号 平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算（案）を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただいま上程されました、議案第 7 号平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算案につきましてご説明申し上げます。 1 ページをお開きください。

	町長	第1条で歳入歳出それぞれ1億5254万8千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ89億5124万1千円に、第2条で地方債を定めております。 3ページをお開きください。 歳入につきましては、第1款町税、第1項町民税で4165万円の減額をいたしております。これにつきましては、本年度の個人住民税は、税源移譲に伴う変動要素が大きく、課税を行った結果当初予想より大幅な減額に伴い減額補正を行っております。 第9款地方特例交付金から第15款県支出金までは、現時点で額が確定したことにより、補正を行っております。 第18款繰入金は、18年度繰越額や地方交付税等が確定したことにより、財政調整基金の減額補正等を行っております。 第19款繰越金は、補正に伴う財源の補正を行っております。 第21款町債は、現時点での事業や、18年度繰越額や地方交付税等が確定したことにより減額補正を行っております。 4ページをお開きください。 歳出につきましては、各費目を通じて人件費関係では、職員の4月異動によりそれぞれ増減を行っておりますが総額の増減はありません。臨時職員の賃金等では、産休、育児休暇、県職員の減、0歳児保育等の増、などによりまして増額いたしております。 第1款総務費では、総務管理費で情報基盤整備事業により実施する小中学校で整備するパソコンの統合教育システムの購入費2800万円、徴税費で固定資産評価標準地鑑定業務の追加792万8千円、等を計上いたしております。 第3款民生費では、老人福祉管理費で香川県後期高齢者医療連合費として、中讃広域行政事務組合負担金866万円を追加し、障害者福祉管理費で、扶助費等の追加や前年度事業の返還金の確定に伴う費用612万4千円等を計上いたしております。 第6款農林水産業費では、アスベスト飛散関連の基準の変更により満濃農村環境改善センターの機械室の修繕工事費871万5千円等を計上いたしております。 第8款土木費では、町道修繕費や県費補助の追加等により、道路橋梁維持費2043万3千円、道路橋梁新設改良費、2700万円、急傾斜地崩壊防止対策費1791万円等を計上いたしております。 第10款教育費では、人件費関係以外で満濃中学校の体育館の体力度検査150万円を計上いたしております。 5ページをお開きください。 地方債の補正では、事業の確定や繰越額の確定等により1億790万円の減額補正を行うものであります。 以上、概要説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。
--	----	--

	副議長 谷森議員 副議長 町長	これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。 21番 谷森哲雄君 歳入と歳出いずれにもあるわけですが、いわゆる後期高齢者医療制度の広域連合の関係ですが、これは国の制度でやむを得ないかとは思いますが、現実の問題といたしまして寝たきりのお年寄りであろうが、あるいはまた収入がない、そして国保あるいは社会保険の扶養家族に入って、現在おられます75才以上のお年寄りは全部その被用者保険とか扶養者から脱退していただきまして後期高齢者の医療制度の保険に入るということは、いわゆる年金暮らし、あるいは寝たきり、あるいは無収入とか、こういうお年寄りから保険料を取ると、こういうのが実態であるわけですがこうゆうような実態に対して本当に一番住民の暮らしの末端を預かっておる、それぞれの自治体、特にまんのう町といたしましてそしてまた、栗田町長といたしましてはこの実態に対してどういうお考えを持っておるのか、やはり私は本当にお年寄りの暮らしを守るのが末端の一番の自治体の責務ではなかろうかと、まあそういうことで国の制度で確か減額制度があるやに聞いたんですが、香川県の広域の連合会の中でそういうことをきちんと話していただきたいということです。このことについて、まず第1点お尋ねいたします。それから2つ目といたしまして、備品購入費で2,800万18ページですがシステムソフト購入代と、これはメーカーの方へ委託するのと思うんですが、それからいわゆる河川占用更新用図面委託料とか建設工事関連委託料とか、これはこういうことなんですが建設課においては、先般ですかいろんなソフトを買ったことを聞いておりますが、こういうような、前にも聞いたんですがやはりきちんと皆さんで利用するような力をつけて、できるだけ委託しないで自前でやると、これが非常に大事ではないかと思います。それからもう一つはまんのう町の農改センターの改善事業費ということで9,042,000円と、これはいわゆる新しく栗田町長が取り入れるお考えのいわゆるイーウェルネスシステム導入ための補正予算ですか。それからついでお尋ねいたしますが、3月議会か、統合型GISシステム業務委託料費で2億円か予算があったわけですが、この分は今、現に使われておるのかどうか、そしてまたこの時にお尋ねすれば良かったんですが、いわゆる個別型はそれぞれ処分してしまっって統合型にしてしまったのか、この点をお尋ねしたいと思います。以上です。 町長 栗田隆義君 谷森議員さんの質問にお答えします。まず第1点目の後期高齢者医療制度が来年度から実施されるということでありますが、谷森議員さん指摘のように本当に弱者の方に、また大きな負担がかかるということでございますが、あくまで国の方の方針でそういうことになりましたので、この事業につきましては広域で県全体で取組んでおりますのでそういった人の救済措置もいろいろ県として一緒になって考えてまいりたいとこのように思っております。またいろいろ機械器具等を購入して今回の補正させていただいておりましたが、自分たちでやろうという意味を込めてそういった機械を買うておりますので十分勉強して、利活用してまいりた
--	---	--

	町長	いと思います。それと３点目の農改センターのアスベストの除去工事ではありますが、これはアスベストの基準が新しく変わりました、今まではいけたんですが、この新しい制度になって測定をしますと基準値以上になっておりましたので急遽お願いをしてアスベストの除去工事をするという意味での工事費の補正予算でありまして、今回行いますイーウェルネスシステムとは全く関係がございません。もう１点の質問にたいしましては、担当者の方よりお答えさせていただきたいと思います。
	副議長 総務課長	総務課長 栗田義郎君 ただ今の質問で１８ページの備品購入２，８００万という部分につきましては、これは各小中学校にある分をですね、これまでリース契約でやっておりました。これをより有利な方ということですね、これまででしたら教育委員会の中の費用につけるべきものですが、まあ今回情報基盤の方へ入れさせていただきまして、より有利な方の方へできるだけ進めて行きたいということで今回２，８００万ほどの予算を計上させていただいております。それとそれ以外の分については、基本的には町長が申したとおりでありますし、農改センターの分につきましては、今までは０．１％以下という分が１％以下という分が０．１ということでですね、法改正がありましてそれで今回農改センターの機械室の部分を修繕をするというような予算でございます。以上でございます。
	副議長 谷森議員	２１番 谷森哲雄君 一つお尋ねしたいんですけど、いわゆる今回の予算とは関係ないかと思うんですが、いわゆる３月議会で統合型のＧＩＳシステムいうんですか、これ相当高い分の業務委託料をしとんですがこれは今現在すでに利用いうんですか稼動いうんですか、しておるんですかお尋ねいたします。
	副議長 企画政策課長	齋部正典君 谷森議員さんのご質問にお答えいたします。統合型のＧＩＳの件につきましては、本年度中に事業を終了するようになりますが今すべてのですね、データを集積して一つにまとめ上げてる最中でございます。これが完成しだいにですね、ＧＩＳとしての機能が発揮できると思っております。よろしくお願い申し上げます。
	副議長	他に質疑はありませんか。
	本屋敷議員	３番 本屋敷君 １８ページですね、今のシステムソフト購入代２，８００万学校関係ということでしたけれども、学校関係の方ですね、教育費の方から２，８００万に相当するものが減額されていない理由だけ教えていただきたらと思います。
	副議長	加見重照君

	教育次長	本屋敷議員さんのご質問にお答えします。教育費の方ではリース料では計上してございましたが、今回は総務省の情報基盤整備の方で新たにそういう買取の方が有利ということでございますので総務費の方で計上さして新たに計上させていただいてございます。リース料は月ごとの小額でございますのであんまり目立ちませんが、今現在あの小中学校にあるものをパソコンを更新するものと、改めまして40人学級ですので最低でも40台は1学年に入れないかんのではないかとということで、その学校、学校の最大数値の今回購入予定にしております。
	副議長	他にありませんか。
	大西豊議員	17番 大西豊君 あの、それこそ説明が私だけ十分でなかったかどうかしやんけど、補正予算についてちょっと先ほど質問したことに対していろいろ議員の皆さんからも指摘されましたけれども、この先ほど委員長報告にありましたけど、おそらく政策の転換か予算以上にいったから委員会で説明されたと思うんです。そういうことについて、その点について、議長お願いします。僕わからないから聞いとりますので毎回僕が発言しよったらいつも私語がでよんですよ。いっぺん注意をしてください。毎回です。私だけでないですよ、他の議員も指摘しよんですよ。
	副議長	ちょっとこの予算に入っている分をお願いします。
	大西豊議員	ちょっと待ってください。聞っきよんですよ。まだ質問終わってないですよ。先ほどいった分について私あの、これ本会議で執行者と対等の場で質問しよる中において、私以外の複数の方の発言の中で私語が個人的に威嚇するような私語がおおいですよ。それは皆が認めるとこなんですよ。と思いますよ。そういうことについて議長は議会運営上注意してください。
	副議長	(議長、ちょっとまちまい。) 私語は謹んでください。 (異議あり。異議あり。あなたね、本会議の場でネクタイしてないのはどういうことどういうことですか。ちゃんとしてから言いなさい。)(なにいよんなあ。自分が言いたいのなら手をあげていうてください。)(退場、退場、ネクタイしとらんで。) 今ちょっとしよりますんで。
	大西豊議員	(ゆう資格ないが。人が笑うが。) 先ほど、委員長報告の中で補正予算について、資料も何もついてないのでわかりませんので、それとまた町長の方からも詳しく説明がなかったので支所の補正についておそらく予算計上の時点と大幅に事業が変わったとか、そういうのがあると思うんです。 あの、他の議員はわかるかもわかりませんが、私わかりませんので各支所の補正について詳しくお知らせいただきたい。それ

	大西豊議員	と委員長の報告の中で公共のバスいうんか、ふれあいバスいうんか利用者が多かったということを、私もスクールバスとか、ふれあいバスとか、巡回バスとか、社会福祉協議会のバスとか、わかりませんのでわかりやすく例えば支所だけのそういう運行バスの増になって費用が増えたものか、満濃、琴南地区、仲南地区ありますので合わせて判断しやすいようにご説明を議長お願いします。 僕はそのことをいよんです。僕は議長に許可をいただいて他の方は知っとるかもわかりませんが、わからないから聞っきよるわけです。特に交通対策の問題につきましては、議員も皆研修にいたことでありますし私は、私の考えを持っておりますので私は私個人の意見ではありません。私は直接選挙で選んでいただいた方、また間接に選んでいただいた方の町民の声を代弁しよんですから。そこだけは忘れないで下さい。よろしくお願いします。
	副議長	(議長、言うてかまんかい。) ちょっと待ってください。答弁を。
	琴南支所長	(答弁せないかんの。) 宮地隆君 大西豊議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思います。琴南支所におきましては、大型バスの交流バス事業ということで取組んでいるところでございます。そのバスの利用状況でございますけれども7月末現在におきまして昨年度と比較しますと37件の増となっております。これの主な用件でございますけれども、主な用件につきましては小学校あるいは中学校特にまあ中学校のクラブ活動等々の事業の増等でございます。琴南の大型バスの事業につきましては、すべて公の事業につきましては全額免除ということで本年度よりさしていただいとるところでございます。昨年までにつきましては、半額免除等々でしておりましたことでもありますけれども、今年度は全額免除というようなことで実施しております。そういったことからかもわかりませんけども、中学校、小学校の利用度が非常に高まってきたということでございます。そういった中で当然高まりますと運転手の賃金等も増になってこようかなというふうに考えておるわけでございます。本来であればもう少し様子を見てというようなことも考えたわけでございますけれども、12月補正の段階に間にあわない時に支出がしがたいということを考えまして、今回の9月補正でお願いしようということになったわけでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思うわけでございます。
	副議長	藤保秀一君
	仲南支所長	(委員会付託になっとることやろが、何考えとんや。) 大西議員さんの質問にお答えいたします。先ほどの琴南支所と同じですけど仲南支所におきましてもですね、バス関係で仲南地区関係ではですね、福祉バスとして温泉へですね送迎しているバスと、それとふれあいバスということで町内を巡回してるバスが

仲南支所長	ございます。それと先ほど申しました琴南支所と同じでございますけど貸し出しバスですね、してございます。今回補正をお願いいたしますのは、貸切バスですね、貸し出しの件数が非常に多くなっていることですね、その分のシルバーセンターの方へですね委託する賃金をですね、補正させていただいてございます。具体的に申しますと昨年は、公的な分については半額免除また全額免除ございましたが、今年につきましては公的なものについては同じ会計の中でやり取りすることでありますので原則ですね、公的なものについては全額免除するということで、そういう関係で学校関係、クラブ関係が非常に多くなってございます。件数が昨年は4月から8月までの件数が15件であったものが、本年度は66件と非常に大きくなってございます。そういうことで今回補正をお願いしたいものでございますのでよろしくお願いします。
副議長 藤田議員	(議長、議運で・・・) (議長なんですか。) いや、これはなあ、ちょっと委員会付託となっておりますので詳細は、 議長の議事進行についての意見。
副議長 藤田議員	はい 大変、末武副議長についてはですね、山西議長欠席のあとご苦労なされておるんで敬意を表するんですが、議場にふさわしくない服装で入場している方については、ぜひ注意をしていただきたい。そしてですね、ルールに基づかない発言についてはですね、議長権限で遮って結構ですからやっぱりそれは議運がスムーズに行くようなことをやっていただきたいと思います。もう一つ質問内容でありますけれども、執行部が答弁に困るような質問、質問は明確に意図をつけてやるべきでないかと私は思いますのでそういった意味ではですね、委員長見解の答弁については委員長の報告した分についての答弁だということを冒頭に言ったでしょ。それやのにまたちがうことをいうんですよね、わざわざ琴南支所長と仲南支所長がいつているでしょ。それはそれで別個の枠だと思うんです。それと勉強不足、勉強不足いうんやったらですね、もっと勉強してはっきりゆうてくれて、議事進行を明確にさせていただきたい。議長によろしくお願いします。以上です。
副議長	はい、わかりました。
大西豊議員	はい、大西豊君
	あの、議長をお願いしたいことは私が一つの案件について質問しよることについては継続して規定にのっとってやってください。執行者がきちんと説明してくれとけば私も質問しなくていいんですよ。きちんと質問、説明してくれてないからお願いしよることです。(議事進行) 今、聞っきよたら支所長権限でおそらくしたから支所長がしたと思うんです。これは通常であれば教育委員会関係だと思うんですけど、教育長にお伺いします。これ、(関係ないやないか)

	副議長 大西豊議員	ちょっと、この件はね、あの 関連します。補正がきとるから関係関連しますよ。（関連て何）満濃地区においてはこの小学生、中学生についてはバスの運行はしとんですか、してないんですか。あのやはり僕ちょっとおかしいと思うんですよ。これ教育関係であるのにあの、前回の時に支所長権限が50万であるとか、500万であるとかいうことで本来ならこれ教育長が答弁する問題だと思います。教育長にそこらへんについて3つの地区についてのこの小学生、中学生の助成についてお伺いします。 副議長 ちょっとこれね、補正に関する質疑でございますので、 （関連しとんです。）（補正で組んどんやろが）（議長、補正で組んどんやろが。） あの、ちょっとねえ、あの、これは一応補正に対する議案のことでやっておりますので補正に対してお願いして、 （議長、関連しとんでしょ、小学生、中学生の公の子供の・・・関連して聞とん当然のことでしょ。） 16番 三好勝利君 これは総務委員会の管轄でありますので、まあ昨日、今日だといったら失礼ですけど20年も議員しとんならこれぐらいことはわかってもらわなんだら、私恥ずかしいんです。これ委員会に付託された案件ですから、まだ委員会を開いてないんですから。ただこれは閉会中の審議の分の過程でこういう問題があって、これから委員会に付託されて審議するというのを今やってもろたら、我々委員会する必要があるがな。実際に。実際にそうでしょうが。そうやがな。全員に聞いてもろてみな。いつまでも、こななことで時間が無駄でうだうだいうて、今度終わってあとで委員会審議やって、あとの疑問の点になったらこれわかります。今から委員会審議に入る。これ審議やる必要があるがな。こななん、支所長も答えてええんじゃ、ちゃんと。 （議案に対して質問しよんのに何いよんかな。） 議案に対してでないがな。前後、まちごうてしもとんや。 （まちごうてない。） これぐらいは議員で座つとんなら覚えてもらわな人に笑われるで。ふが悪い。前むいて行こう。 はい、ちょっと言葉を謹んでください。 ぐたぐた、ふが悪いことをいよんや。ほんま。 （議長ええぞ、・・・） 他に質疑ありませんか。 （なし）
	副議長 総務委員長	
	副議長	

日程第 27	副議長	これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。 日程第27 議案第8号 平成19年度まんのう町 国民健康保険特別会計補正予算（案）を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	町長	ただいま上程されました、議案第8号平成19年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（案）につきましてご説明申し上げます。29ページをお開きください。 第1条で、歳入歳出それぞれ2279万8千円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ22億5123万3千円とするものであります。33ページをお開きください。 歳入では、第3款国庫支出金から第5款県支出金までは、現時点での事業確定に伴う補正であり、繰越金は、歳出に伴う費用を計上いたしております。34ページをお開きください。 歳出では、後期高齢者医療制度創設準備事業費負担金、保険給付費、老人保健拠出金、保険事業費と、18年度確定による償還金をそれぞれ計上いたしております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
日程第 28	副議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。 （なし） これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております議案第8号は、教育民生常任委員会に付託いたします。
	高尾議員	日程第28 意見書第1号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 高尾幸男君 意見書第1号についての提案理由説明を行います。まず意見書を朗読させていただきます。 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）、上記の議案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成19年9月14日 まんのう町議会議長 山西毅殿。提出者 まんのう町議会議員、高尾幸男、賛成者 まんのう町議会議員、藤田昌大、賛成者 まんのう町議会議員、三好勝利。意見書提出理由。 本意見書案の趣旨は、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るため、公共工事における建設労働者の適正な賃金と労働条件の確保を図るよう、また「公共工事の入札及び契約の適正化の促進

高尾議員	に関する法律」の付帯決議事項の実効ある施策を実施するよう政府並びに国会に対し強く求めるものであります。
副議長	なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配布のとおりであり、長文でありますので朗読を省略させていただきますが、地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、総務大臣に提出するものであります。どうぞよろしくご審議のほどお願いしてご決議を賜ります。以上であります。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております意見書第 1 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。 以上で本日の日程は全部終了しました。 なお、次回会議の再開は 9 月 18 日午前 9 時 30 分といたします。本議場にご参集願います。
藤田議員	閉会前に確認しときたい。いいですか。
副議長	はい
藤田議員	閉会前に確認しときます。服装についてであります。これ議員の倫理に関するもんでありますからきちんとしていただきたい。 これ確認しときましょう。クールビズについてはですね、委員会まではクールビズでいきましょう。ただし、本会議はですね、最高の町の機関でありますのできちっとやりましょうということで決定したと私は思ってます。そして前回のですね、本会議にも私は事務局を通じて注意をしていただいたと思うんですが、事務局、とるんですか。ノーネクタイに対して僕は注意して昼から着用してきたはずなんです。そのことをですね、まったく無視してやる。このことについては非常に動議ものでしょう。はっきりいや。それを無視、あたたかくですね、議長が認めてやっておるのにそれに対していうことについては、やっぱりきちっとここでしときましょう。そしてノーネクタイについては本会議場には入らないと。いうことはですね、議長がちゃんと議長権限でやるべきなんです。当然、気がついたら。それをせんとやっとして議長を混乱さす。これどういうことですかいったい。僕はそれをきちっとやっぱりこの中ではですね、あの理事者側、議員それぞれが自覚してやっていただきたいと。僕もいやいやでネクタイをするのが好きではありませんけども、ね、選ばれた以上、ちゃんと住民の付託に答えるために一生懸命やってるつもりです。ただそれがですね、直接や間接や、これ直接選ばれとんです、間接的に選ばれてませんよ。議長は間接的ですけどね、まあ、そういった部分ではきちっと文言をわきまえて、発言をしていただきたい。そういうことをお願いしてですね、本会議の閉会にあたってちょっと

	藤田議員 副議長 谷森議員 副議長 谷森議員 副議長 閉 会	議員の皆さんと理事者側に確認をしておきたいと思います。以上であります。良心的にやりましょう。 それでは、次からきちっと服装と記章ときちっとしてください。 21番 谷森哲雄君 私はあの、服装においてはネクタイをしていなければならないということは聞いたことがないし、そういうことはないと思います。 これは聞いております。 そうですか。 はい。それでは次からよろしく願いいたします。 以上で本日の日程全部終了しました。 なお、次回会議の再開は9月18日午前9時30分といたします。本議場にご参集願います。 本日はこれで散会いたします。 閉 会 14時3分
--	--	---

地方自治法第123条第3項の規定により署名する。

平成19年9月14日

まんのう町議会副議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

